

# 近畿のなかま

## 労働組合の権威向上を

### 近畿地協第2回定期大会に43人

10月20日(土)・21日(日)、近畿地協第2回定期大会が滋賀県大津市・びわこ石山ホテルで開催され、代議員・役員・オブザーバー含め43人が参加しました。

富士野議長は挨拶で「参議院選挙の結果を受けて情勢が変わつた。信金の合併が予定されている湯浅信金労組の池永委員長からは、金融労連本部・滋賀県労連・滋賀県商工団体連合会・政連代表などの来賓から、お祝いと激励の挨拶を受けました。

大会では、金銀組から発言が行われ、不払い賃業是正のとりくみや個人情報保護法を口美

に労働者に責任転嫁が行われてない実態、金融リスク商品の販売のあり方、リストラによって職員のモチベーションが低下している職場の現状などが報告されました。

また来年1月にさしかかる信金との合併が予定されている湯浅

信金労組の池永委員長からは、「地区労などへの応援に勇気付けられないと報告がありました。

金融労連・谷顧問は「たとえ少數組合であつても、経営分析・資料収集を進めることによって労働組合の権威を高めることができる」とことを滋賀銀行從



No.8

2007.10.30

发行人  
金融労連近畿地協  
事務局長 阿部正巳



メッセージを寄せて  
いただいた労組・団体

- 全印総連大阪地連
- 全損保大阪地協
- 大阪医労連
- 建交労大阪府本部
- JMIU大阪地本
- 奈良県労働組合連合会
- 大正銀行従業員組合
- 全国一般労組大阪府本部
- 大阪商工団体連合会
- 全大阪労働組合総連合
- 南日本銀行従業員組合

組の具体的な例を教えて明らかにされました。

ここ数年、続けて参加されているさわやか信金従組からは今回も廣田委員長はじめ三役が参加、「近畿は本音の議論が多く大変勉強になる」と遅々とした交流会まで親交を深めました。

一日目には全議案が満場一致で採択され、新年度の役員がそれぞれ満票で選出されました。

大会でとりくまれた憲法署名には家族含め50筆が集まりました。

大会で選出された新四役は次の通りです。(敬称略)

議長 富士野三男  
副議長 渡野弘

(銀座労大阪支部)

同 後藤光明

(京都北部信金従組)

同 小原信夫

(滋賀銀行従組)

事務局長 阿部正巳

(京都北部信金従組)

同 福井信雄

(京都北部信金従組)

同 伊藤景孝

(近畿労成信組支部)

同 山崎幸雄

(さざなみドット)

同 山根安則

(銀座労大阪支部)

おかしな就続雇用  
基準を撤廃させる

会社が60歳以降の就続雇用希望者に「花粉症がな

いこと」「コレステロールが正常」などの基準を設け

就続雇用を相次いで拒否していった問題で、JMIU日本高周波支部(神奈川)は

9月、この非常識ともいえる基準を撤廃させました。

昨春施行された改正高齢者雇用安定法では、使用者

は原則的に希望者の全員を継続雇用しなければなりません。JMIU神奈川支部によると、日本高周波は継続雇用の基準を極端に厳しくする一方で、管理職を含め「会社のお気に入り」社員は子会社で再雇用していました。

同支部は救済を申し立てていた県労働委員会でこのほど、基準の撤廃と、9月に定年を迎えた支部委員長の継続雇用を会社側に確認させました。

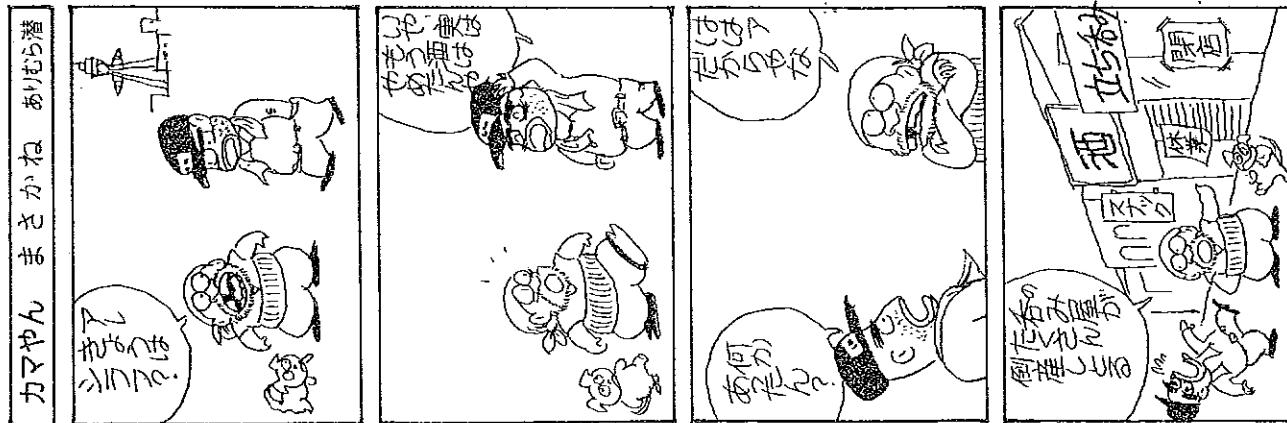
こんな時、どうだけ?  
妊娠による不利益変更

Q 妊娠したら、会社を辞めるかパートになるかどちらかだとと言われました。なんとかなりませんか?

A いまどき、ひどい会社もあるものですね。

妊娠や出産を理由とする解雇は、男女雇用機会均等法で禁止されています。だから辞めるとどうのは法律違反です。

では「パートになれ」とは「パートになれ」という扱いが具体的で禁止されたのです。正社員をパートに転換することも明確に禁止となりました。4月以来は完全に法違反です。



## 金融法問題で財務局交渉

近畿地協は10月3日、金融商品取引法問題で近畿財務局と約1時間にわたり交渉を行ないました。

組合からは、金融商品取引法実施に際して生じている現場での問題点を中心に金融庁の見解を質しました。

特に近畿大阪銀行で、投信信託等の金融リスク商品の目標を掲げない行員に対しては他の目標をいくら超過達成しても平均以下の人事評価を行い、賃金面だけでなく、定年再雇用交換からも外そつしている実態をあげて、利用者保護の觀点からも問題はないのかと指摘しました。

これに対して近畿財務局は「個別企業の経営判断の問題」とし、「今後の検査では、金融法に反した事例の検査を実施していく」と述べるなどもありました。

### ノルマ販売と金融法の矛盾

金融リスク商品のノルマ販売によって、現場では投資家保護よりノルマ優先の営業活動が行われている実態を示して、「ノルマ販売を行なっていること自体が、金融商品取引法違反の事例につながる」と指摘ましたが、この点についても近畿財務局は見解を示

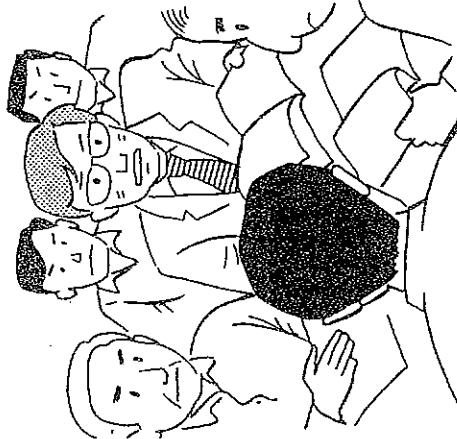
せずじまいに終わりました。

「儲かる商品」からの転換をまた、やみくもに投信販売を拡大し、半数以上の件数で元本割れと報道されている郵便局の投資信託についても、「やり得をさせないような事前の措置が求められている」との申し入れに対しては「ゆうちよ銀行の投信についても今後、金融庁の検査対象となるので同様に検査していく」と述べました。

組合準備委長がいくらリスク商品を販売する商品という発想から投資家保護という発想に転換してもらいたい」と叫んでも、「預金から投資へ」という金融庁の方針がある以上、金融商品取引法の遵守が果たして可能なのか、法律施行直後といつてもあつて近畿財務局では検査方針も含め対応に苦慮しているという印象を強く持つました。

この日の交渉には、近畿財務局から金融工課の藤井・中村両上席調査官と書記2人の計4人が対応。

組合からは、銀座労・近信労・泉州銀行從組・滋賀銀行從組と大阪金融共闘の仲間計7人が参加しました。



「いまがせ信金・信組」という本が今月発刊されました。株式会社化を迫られる信金・信組は協同組織をどう守るのかを範く問う協同組織金融機関への応援歌でもあります。その中から、全国信用金庫協会参与の相川氏の著述部分の一部を引用してみました。私たち金融労連のこれまでの主張と全く同じ主張を業界中央が展開しています。これでも各経営者の皆さんは「金融労連」の労働組合を敵視されるのでしょうか?

銀行では算られないところ面倒を見ないところ、貰い剥がすところでも、協同組織金融機関は何とか対応してくれ

## テロ特措法許さない10・3全国行動

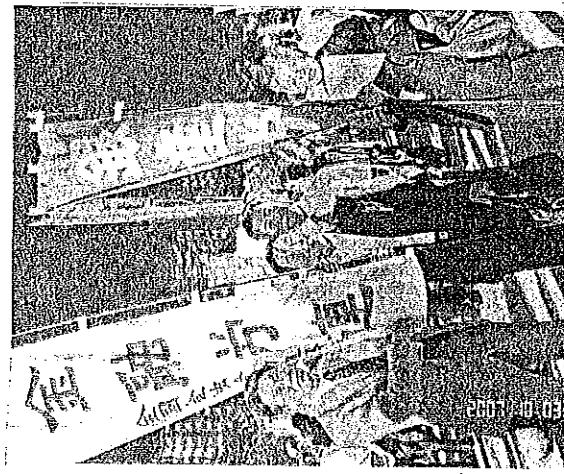
### 大阪集会に3600人

大阪では「許さないテロ特措法延長・新法制定」を呼びかける緊急府民大集会が10月3日夜、扇町公園で開かれ3千6百人が参加しました。

主催者を代表して大阪労連の植田議長は「沖縄県民が示した怒りを、大阪でも政治の流れを変えるたかいに結びつけよう」とあいさつ。

金融労連からも、滋賀から参加した近畿地協中島副議長はじめ、近信労・銀座労の仲間5人が集会に参加し、梅田駅近くまで約2キロの道のりを「憲法9条を守ろう!」「自衛隊はインド洋・イラ

ク・アフガンから撤退せよ」などと唱和しながらデモ行進を行ないました。



呪縛から脱したはいえない。

それはマーカル検査実施以降(2001年以降)の協同組織金融機関数の激減、預貸率の劇的低下となって現れている。

地域経済の活性化あるいは再生、持続的地域経済の構築を考えるとき、自己資本比率最優先行政、金融検査マーカル、バーゼル対応型経営管理といった一連の金融行政の見直しが絶対に必要である。グローバル時代に対応するためにはバーゼル型リスク管理が必要だが、どうみて地域中小企業、協同組織金融機関の実情との距離がありすぎるし、何よりそれらの政策で地域経済が低迷し、地域間格差が拡大し、地方自治

体が破綻に追いつまれるようでは元も子もなくなるのである。地域経済、日本経済の根柢に立つてもう一度見直すべきだ。(中略)

信用金庫などの不祥事の昨今の多発は、行政や市場の圧力の下で、協同組織の存在意義を学ぶことを避け、リスト化して結果賞与を矢張り早く下げ、人員を減らし、さらに成績主義を導入するなどして、職員の士気を終え、仕事を過重にし、なかなか仕事に隙をつくってしまった結果であり、経営運営の無理、失敗の現れである。それが最近になつて表面化してきたのである。合併によつて明らかになつたものも少なくない。